

議案第14号

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルを超え(がけ)の上又は下に建築物を建築する場 る土地をいう。以下同じ。)の上又は下に建築物を建築する場 合(災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築す る場合を除く。)において、当該建築物の位置が次に掲げる区 域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特 定行政庁(法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。以下 同じ。)が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を 防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたと きは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(特殊建築物等の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷 地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。た だし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事</p>	<p>(がけ付近の建築物)</p> <p>第4条 高さが2メートルをこえる(がけ)の上又は下に建築物を建築する場 る土地をいう。以下同じ。)の上又は下に建築物を建築する場 合(災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築す る場合を除く。)において、当該建築物の位置が次に掲げる区 域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特 定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を 防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたと きは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(特殊建築物等の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷 地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。た だし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事</p>

が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものについては、この限りでない。

2 略

別表第3 (第13条関係)

事 務	金 額
略	
37 法第86条の6第2項の規定に基づき認定	1件につき27,000円
38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づき認定	1件につき27,000円

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁 (法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。) が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものについては、この限りでない。

2 略

別表第3 (第13条関係)

事 務	金 額
略	
37 法第86条の6第2項の規定に基づき認定	1件につき27,000円

備考 略